

医療情報取得加算に関する揭示事項

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナンバーカードを保険証として利用することができます。

診療情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報等）を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。

国の定めた医療報酬算定要件に従い、マイナ保険証の利用の有無に関わらず下記のとおり診療報酬点数を算定しています。

■初診時医療情報取得加算：1点

■再診時医療情報取得加算：1点（※3月に1回）